



2020年5月19日

各 位

ブックオフグループホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 堀 内 康 隆
(コード番号:9278 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 河 本 宏 文
電 話 番 号 042-750-8588

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月27日開催予定の第2回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期(事業年度の末日)の変更

(1) 変更の理由

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、事業の最繁忙期である1月から3月を避けた時期に決算期を移行することにより、買取の最大化と効率的な事業運営を図ることを目的とし、以下のとおり決算期を変更することといたしました。

(2) 決算期変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年5月31日

決算期変更の経過期間となる第3期は、2020年4月1日から2021年5月31日までの14ヶ月決算となる予定です。

(3) 今後の見通し

2021年5月期(第3期)の業績の見通しにつきましては、詳細が確定次第ご報告いたします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 事業目的の追加

当社グループの事業内容の拡大に合わせ、事業目的を追加するものであります。

② 事業年度の変更

上記の決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年8月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年5月31日に、期末配当の基準日を毎年5月31日に、中間配当の基準日を毎年11月30日にそれぞれ変更し、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

(下線部分に変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>1～31 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>32</u> (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によつ</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1～31 (現行どおり)</p> <p><u>32 酒類の小売業及び卸売業</u></p> <p><u>33 資金移動業ならびに自家型及び第三者型前払式支払手段の発行業務</u></p> <p><u>34</u> (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当金の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によつ</p>

<p>て、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>て、毎年 <u>11</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(事業年度変更に伴う株主総会の招集に関する経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 1 条 第 12 条(招集)の規定の変更は、2020 年 9 月 1 日からその効力を生じる。なお、本附則は効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う経過措置)</u> <u>第 2 条 第 39 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 3 期事業年度は、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日までの 14 ヶ月とする。なお、本附則は第 3 期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う基準日の経過措置)</u> <u>第 3 条 第 41 条第 1 項(中間配当)の規定にかかわらず、第 3 期事業年度の中間配当の基準日は、2020 年 9 月 30 日とする。なお、本附則は第 3 期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>

以 上

本件に関するお問い合わせ先

◆当社ホームページよりお問い合わせください
<https://www.bookoffgroup.co.jp/contact/form4.html>